

令和6年能登半島地震 に関する緊急要望

令和6年1月24日

全国町村会

令和6年能登半島地震に関する緊急要望

1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」は、家屋の倒壊、大規模な火災の発生、土砂の崩落等により、230名を超える尊い命が失われるとともに、各地で甚大な被害をもたらしている。

国においては、発災直後から関係府省一丸となって、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の大規模な広域派遣をはじめとする多方面の被災地支援活動を行っていただいている。

しかしながら、被災地では、甚大な住家被害や地盤の隆起・沈下、土地の液状化現象が発生し、また、電気・上下水道等のライフラインや道路・橋梁・鉄道等交通インフラ、携帯電話基地局等通信インフラの寸断により、今なお不安を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている被災者が多数おり、心身の健康への二次被害や災害関連死の増加も強く懸念されている。

被災町村は、被災者の生活支援をはじめ、地域の生活基盤の速やかな回復に向け、懸命の救援・復旧活動を行っているが、中山間地域も多く、人員や財政基盤も脆弱であり、国による格別の支援が不可欠である。

よって、国においては、このような被災町村の状況に鑑み、下記の項目について万全の措置を講じるとともに、予備費対応等については、迅速・早期に対応していただくよう強く要望する。

記

1. 行方不明、安否不明となっている方々の捜索に全力を挙げること。
2. 被災地域の状況に応じ、飲料水、食料、医薬品、生活用品をはじめ必要な物資の支援を継続するとともに、トイレ等の衛生面の確保など各避難所の環境改善に向けた取組みを支援すること。

3. みなし仮設を含む仮設住宅の早期建設・確保、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を行うこと。
4. 災害関連死を防ぐため、自宅の復旧や仮設住宅が完成するまでの間、避難所やホテル・旅館など2次避難所を広域的に確保し、2次避難への理解を促進すること。
5. 被災者の避難や救援物資の輸送等に不可欠な道路について早急に復旧するとともに、電気・上下水道・通信網等のライフライン及び鉄道・空港・港湾等の交通インフラの早期復旧に全力を挙げること。
6. 児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者について、心のケアや福祉避難所の早期確保など万全な支援を講じること。
7. 被災者への支援や災害復旧のための人的支援を拡充・継続すること。
8. 膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早期に処理するため、処理施設の確保及び被災町村の負担費用について必要な財政上の措置を講じること。
9. 農林水産業関係施設や中小企業等にも甚大な被害が発生し、今後の地域経済への深刻な影響が懸念されることから、地域産業への十分な支援を行うこと。
10. 被災町村の復旧・復興を加速するため、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援を講じること。
11. 被災者生活再建支援法について、対象となる被災世帯を拡大すること。
12. その他、被災町村の災害復旧及び被災者の一日も早い生活再建に向けて、迅速かつ万全の支援を行うこと。

令和6年1月24日

全国町村会長

吉田 隆行